

# 令和4年度 第15回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和4年12月2日（金） 午前10時00分から10時55分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

## 三 出席者

- |         |      |       |      |      |
|---------|------|-------|------|------|
| 1 人事委員  | 委員長  | 小松哲也  |      |      |
|         | 委員   | 中本久美子 |      |      |
|         | 委員   | 細田耕治  |      |      |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 川本晴彦  | 任用課長 | 尾田聡子 |
|         | 係長   | 米田康孝  | 係長   | 足立陽子 |
|         | 係長   | 山口玲夏  |      |      |

※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室（執務室）から呼び出す形で対応

- 3 傍聴者 なし

## 四 議 題

議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について

議案第2号 公文書開示に係る審査請求に関する審議の終結及び鳥取県情報公開審議会への諮問について

議案第3号 鳥取県職員採用試験（令和5年4月採用予定 大学卒業程度（追加募集））の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について

報告第1号 鳥取県職員採用試験（令和5年4月採用予定 高校卒業程度（警察行政））の採用候補者の決定について

報告第2号 鳥取県警察官採用試験（令和5年4月採用予定 警察官A・B（2回目））の採用候補者の決定について

## 五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号は公開、議案第2号及び第3号並びに報告第1号及び第2号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

### ◇議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説 明】

県議会から求められた条例案に対する意見について、以下のとおり回答する。

1 条例案の名称

議案第22号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

2 条例の改正理由

人事委員会の職員の給与に関する報告及び勧告を踏まえ、一般職の職員の給料表、扶養手当の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合等の改定を行う。

### 3 条例の概要

- (1) 職員の給与に関する条例及び職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正（人事委員会勧告どおりの改定）

ア 給料表を国俸給表に準じて改定し、若年層を中心に給料表の水準を引き上げる。

（行政職で平均0.2%の引き上げ）

イ 子に係る扶養手当の月額を10,000円（国と同額）に引上げる。（現行9,200円）

ウ 一般職の勤勉手当の支給割合を年0.15月分引き上げる。

（ア）令和4年12月期（一般職の場合）

区分	期末手当		勤勉手当		計
	R4.6月	R4.12月	R4.6月	R4.12月	
改正案	1.2月	1.2月	0.775月	0.925月	年 4.10月
現行	1.2月	1.2月	0.775月	0.775月	年 3.95月

（イ）令和5年度以降（一般職の場合）

区分	期末手当		勤勉手当		計
	R5.6月	R5.12月	R5.6月	R5.12月	
改正案	1.2月	1.2月	0.85月	0.85月	年 4.10月
現行	1.2月	1.2月	0.775月	0.775月	年 3.95月

エ 一般職の改定に準じて、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を年0.08月分引き上げる。（年1.98月→2.06月）

オ 令和5年4月1日からの職員の定年年齢の引上げに伴い、高齢層職員の給与に関し以下の措置を講ずる。

（ア）50歳を超える職員の標準昇給号給数を国に準じた制度に改定する。（50歳超：4号給、55歳超：0号給）

（イ）定年前再任用短時間勤務職員などの再任用職員の給料及び期末手当・勤勉手当の支給割合を定年引上げの対象となる職員と均衡させる。

- (2) (1)の改定に準じ、次の条例について所要の改正を行う。（人事委員会勧告どおりの改定）

ア 任期付研究員の採用等に関する条例

イ 任期付職員の採用等に関する条例

- (3) 施行期日

ア 施行期日は、公布日とする。

イ (1)ア及びイは、令和4年4月1日から、(1)ウ及びエは令和4年12月1日から、(1)オは令和5年4月1日から適用する。

### 4 条例案に対する当委員会の判断（案）

令和4年12月1日付けで鳥取県議会議長から意見を求められた条例案については、本委員会勧告に沿うものであり、異議はない。

#### ◇議案第2号

公文書開示に係る審査請求に関する審議の終結及び鳥取県情報公開審議会への諮問について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### ◇議案第3号

鳥取県職員採用試験（令和5年4月採用予定 大学卒業程度（追加募集））の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇報告第1号

鳥取県職員採用試験（令和5年4月採用予定 高校卒業程度（警察行政））の採用候補者の決定について、事務局が説明した。

◇報告第2号

「鳥取県警察官採用試験（令和5年4月採用予定 警察官A・B（2回目））の採用候補者の決定について、事務局が説明した。

**六 次回人事委員会の開催**

令和4年12月9日（金）午後1時15分から開催することとした。